

備前市監査委員告示第5号

令和3年度行政監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和3年度行政監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年12月27日

備前市監査委員 小野田 隼也
備前市監査委員 土 器 豊

所 管 部 署	産業振興課、社会教育課
---------	-------------

意見（要望事項）	措 置 状 況
<p>市は、指定管理者制度導入方針に対し、現在、指定管理者が固定化し競争性が働いていない状況を調査し、事務処理上改善する必要があると認められる。</p>	<p>【産業振興課】 現在の指定管理者については市の出捐により設立された法人であり、施設の性格等を考慮した上で、当該団体の管理運営により施設の効用を最大限に発揮できると判断し、非公募で選定しています。</p> <p>【社会教育課】 備前市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条（候補者選定の特例）の規定に基づき、当該設置目的を効果的かつ効率的に達成するために特に必要があると認められるため、一般法人備前市施設管理公社を選定し、基本協定等を締結しています。</p>

所 管 部 署	産業振興課、日生総合支所管理課
---------	-----------------

意見（要望事項）	措 置 状 況
<p>本来、指定管理者を公募した場合、民間等が適正な費用を算出し利益を計算する必要があるにもかかわらず、市が公募した施設の修繕費用総額が不明確であったり、修繕計画もなかったりする現在の状況は、適正を欠く事項で是正する必要があると認められる。</p>	<p>【産業振興課】 指定管理者は非公募としているところではありますが、修繕費用の負担については仕様書、協定書により定めています。また、修繕費を指定管理者が過度に負担することになる場合は担当課に報告があり、協議の上、予算措置を行っています。</p> <p>【日生総合支所管理課】 指定管理者が負担する修繕費用について、1 件あたりの費用負担額ではなく、修繕費用総額の上限を設けることとする。</p>